

施設貸与契約書

国立研究開発法人防災科学技術研究所 契約担当役 理事 ●● ●●（以下「甲」という。）と●●●● ●● ●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により施設貸与に関する契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、乙に対して●●●●実験施設（以下「施設」という。）を有償で貸与し、乙は、これを次の各号に定める研究のために使用する。

（1） 題目 ●●●●

（2） 目的 ●●●●

（3） 内容 ●●●●

2 施設の貸与期間は、令和●●年●月●日から令和●●年●月●日までとする。

3 施設使用料の概算額は●, ●●●, ●●●●円（消費税込み）とし、その内訳は別紙のとおりとする。

（施設使用料の納入）

第2条 甲は、前条第2項の期間（以下「貸与期間」という。）が終了したときは、乙が施設を使用した実績に基づいて前条第3項の施設使用料を精算し、遅滞なく乙に対して書面により請求するものとする。

2 乙は、前項の請求を受けたときは、甲が請求書に示した期日及び方法に従い、甲に対して施設使用料を納入するものとする。

3 乙は、前項の期日までに施設使用料を納入しないときは、当該期日の翌日から起算して納入した日までの日数に応じ、年5%の率を乗じて計算した延滞金を、甲に対して納入しなければならない。

（契約の変更又は解除）

第3条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、貸与期間を変更し、又は施設の貸与を中止してこの契約を解除することができる。

（1） 天災その他のやむを得ない事由により、施設の運用が困難になった場合。

（2） 施設の安全管理上の事由により、施設貸与の実施が困難になった場合。

（3） 乙が施設を毀損等した場合。

（4） 乙がこの契約に違反した場合。

2 甲は、前項によりこの契約を変更又は解除した場合における乙の損害について、その責めを負わない。

3 乙は、第1項によりこの契約を解除された場合は、解除時点における施設の使用実績に基づいて施設使用料を納入するものとする。施設使用料の請求及び納入については、前条各号項の規定を準用する。

（原状回復）

第4条 乙は、貸与期間が終了するまでに、また、前条第1項により自己に帰すべき事由によりこの契約を解除された場合は甲が指定する期日までに、自己の負担において施設を原状に回復して明け渡さなければならない。

2 甲は、乙が前項の原状回復義務を履行しない場合は、自らこれを行うことができる。

この場合において、乙は、甲が当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 3 乙は、第1項に従い施設を明け渡さない場合は、貸与期間又は甲が指定した期日を超えて施設を占有した実績に基づいて施設使用料を納入するものとする。施設使用料の請求及び納入については、第2条各項の規定を準用する。

(構内作業)

第5条 乙は、施設の使用を開始する前に、又は前条により施設を明け渡した後で、甲の管理地内において施設貸与に係る作業を行うときは、事前にその期間を明確にして甲の了承を得た上で行うものとする。

- 2 前項の作業に係る原状回復義務に関しては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(安全管理)

第6条 乙は、甲の管理地内において施設貸与に係る作業を行うときは、甲の定める安全に関する諸規程及び甲が安全のために行う指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第7条 施設の出力低下、性能不能、故障その他の不具合に起因する理由により、研究（第1条の「研究」をいう。以下同じ。）の目的が達成されなかった場合は、乙は、甲に対して一切の賠償を求めないものとする。

- 2 施設の不具合に起因する以外の理由により、研究の目的が達成されなかった場合は、その理由が甲の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、甲は、一切の賠償の責任を負わないものとする。

- 3 乙は、自己の責任において、研究の目的が達成されなかった場合に備えて、損害保険等への加入その他の対策を講じるよう努めるものとする。

- 4 施設又は施設に付帯する甲の設備・機器が破損し、破損原因が乙の責めに帰すべき事由によると認められる場合は、乙が修理費用を負担するものとする。

- 5 施設貸与に係る一連の作業上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、当該傷病又は死亡がそれぞれ施設貸与に係る相手方の作業に従事する者の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、甲及び乙は、相手方に対して賠償を求めないものとする。

- 6 乙は、前2項に掲げる場合のほか、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(報告)

第8条 乙は、施設を使用した実験（以下「施設貸与実験」という。）が終了した日から起算して1年以内に、当該実験に関する概要報告書を甲に対して提出しなければならない。

(知的財産権)

第9条 施設の使用により得られた知的財産権については、乙に帰属するものとする。

(成果の公開)

第10条 乙は、論文等により施設貸与実験の成果を公開する場合は、当該成果物に「国立研究開発法人防災科学技術研究所」の「●●●●実験施設」を使用した旨を明記しなければならない。

(実験映像等)

第11条 乙は、施設貸与実験を記録した映像又は写真等（以下「実験映像等」という。）を一般に公開し、又は第三者に開示する場合は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 実験映像等に「国立研究開発法人防災科学技術研究所」の「●●●●実験施設」を使用した旨を明記すること。
- (2) 甲若しくは第三者を誹謗中傷し、又は甲若しくは第三者の信用を毀損する公開又は開示を行わないこと。
- (3) 施設貸与実験の結果に関して甲が何らかの保証を行っているとの誤認を生じさせる公開又は開示を行わないこと。
- (4) その他、法令及び公序良俗に反する公開又は開示を行わないこと。

2 甲は、実験映像等を施設又は施設貸与実験の紹介以外の目的で使用する場合は、事前に乙と協議してその了承を得るものとする。

(秘密を守る義務)

第12条 甲及び乙は、施設貸与の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、甲及び乙の施設貸与に関わる者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、甲及び乙の施設貸与に関わる者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、甲及び乙の施設貸与に関わる者に対し負わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報。
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報。
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報。
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報。
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報。
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの。

2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を施設貸与以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲及び乙は、本契約締結時に、自ら（甲又は乙の役職員及び従業員を含む。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方（役職員及び従業員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らかの催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合において、本契約を解除された相手方は、当該解除により発生した自己の損害を相手方に請求できないものとする。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- (2) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為等を行い、又は第三者にこれらの行為を行わせたとき。

3 乙は、前項によりこの契約を解除された場合は、解除時点における施設の使用実績に

基づいて施設使用料を納入するものとする。施設使用料の請求及び納入については、第2条各項の規定を準用する。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台三丁目1番地
 国立研究開発法人防災科学技術研究所
 契約担当役 理事 ●● ●●

乙 ●●●●
 ●●●●●●
 ●●●●●●